

とやま中央会 FAX 情報

2020. 8. 17 発行 №589

「クラウドファンディング活用 発展型継業・ 起業支援事業」の事業プロジェクトの募集について

富山県では、県内で起業や事業承継・継業、新事業の展開など、地域課題の解決や地域活性化に資する新たな事業プロジェクトを実施する事業者に対してふるさと納税を活用して支援する、「クラウドファンディング活用 発展型継業・起業支援事業」を実施します。

このため、本事業により資金調達を行おうとする事業者の公募を開始しました。積極的なご応募をお待ちしております。

1. 特徴

a. ふるさと納税の活用

ふるさと納税を活用することにより、寄附者は控除上限内であれば、実質2千円の負担で支援することが可能となるため、多くの方からの寄附が期待できます。

b. クラウドファンディングサイトによる情報発信
県が認定した事業プロジェクトをクラウドファンディングサイトに掲載することにより、全国から寄附を募ることができます。

2. 募集対象者

次のいずれかに該当する者

a. 富山県に概ね10年以内に移住した個人事業主もしくは創業者が移住後10年以内の中小企業者等

b. 移住・定住支援に係る事業を実施する個人事業主もしくは中小企業者等

3. 募集対象事業

a. 起業や事業承継・継業、新事業展開などの事業で地域課題の解決や地域活性化に資する事業

b. 空き家を活用し、地域課題の解決や地域活性化に資する事業

c. 移住・定住支援に係る事業

4. 支援対象経費

事業プロジェクトの実施に係る経費

5. スケジュール

a. 事業プロジェクト実行者の募集期間

令和2年8月6日(木)～9月15日(火)

b. 県が支援する事業プロジェクトの認定

令和2年9月中～下旬

(プレゼンテーションを実施する予定です。)

c. 寄附金の募集

令和2年11月上旬～12月中旬

d. 事業プロジェクト実行者への奨励金の支給

令和3年1月以降

6. お申込み方法

下記URLより必要書類をダウンロードの上、令和2年9月15日(火)までにお申込みください。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1019/kj00019709.html

7. お申込み先・お問い合わせ先

〒930-8501

富山市新総曲輪1番7号

富山県総合政策局移住・U I J ターン促進課
電話番号 076-444-4496

◇ ICT活用研修会の開催について

富山県では、建設現場の生産性・安全性向上、労働者不足への対応など、建設産業が直面す様々な課題に対応していくため、建設ICTの導入・普及を積極的に進めており、平成30年度からはICT活用工事の試行を実施しています。

この度、ICT技術の普及に向けて、実際の工事予定地の設計データを使用し、受講者各自において、パソコンにて3次元設計データを作成、また、現場にてICT計測器にて測量を実施する体験会を開催します。

1. 開催日時

令和2年8月28日（金）

〔午前の部〕 9:15～12:00

〔午後の部〕 13:15～16:00

※午前の部・午後の部は、同講師による同内容の講習ですので、どちらか一方を選択し、受講してください。

2. 会場

〔講義〕 富山県建設会館4階「大会議室」
（富山市安住町3-14）

〔現場体験〕 都市計画道路富山新駅停車場線 工事現場（富山市鍋田地内）

※集合、受付場所は講義会場になります。

3. お申込み方法

下記URLより参加申込書をダウンロードし、メールにてお申込みください。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1510/kj00021310.html

4. お問い合わせ先

富山県土木部 建設技術企画課 技術指導係
電話番号 076-444-3298

メールアドレス akensetsu@pref.toyama.lg.jp

◇ 障害者を雇用する事業所の皆様へ 「特例給付金」のご案内

週10～20時間未満で働く障害者を雇用する事業主に対する支援として、新たに「特例給付金」が支給されることとなりました。

1. 支給対象となる障害者

次のいずれも満たす障害者

- ・障害者手帳等を保持する障害者
- ・1年を超えて雇用される障害者（見込みを含む）
- ・週所定労働時間が10時間以上20時間未満、かつ実労働時間が10時間以上の障害者

2. 支給額

計算式 対象障害者の人月数×単価

単 価 常用雇用労働者数に応じて

100人超事業主の場合 7,000円

100人以下事業主の場合 5,000円

上 限 週所定労働時間20時間以上の常用雇用障害者の人月

※1 特例給付金の対象障害者は、実人数でカウントする。

※2 常用雇用労働者は、短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）を0.5人、短時間以外の常用雇用労働者（週所定労働時間30時間以上）を1人としてカウントする。

※3 上限となる常用雇用障害者は、※2を基に重度の知的・身体の障害者を2倍にカウントする。

元気いっぱいのファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

ただし、納付金の特例措置に該当する精神障害の短時間労働者は、0.5人のところ1人としてカウントする。

3. 初年度の申請から支給までの流れ

申請対象期間 令和2年4月～令和3年3月

申請期間（100人超事業主の場合）

令和3年4月1日～5月15日

（100人以下事業主の場合）

令和3年4月1日～7月31日

支給 令和3年10月～12月

4. 申請書の提出方法

下記URLより電子申請または郵送にて、提出してください。

<https://www.jeed.or.jp/disability/koyounoufu/tokureikyuuufu.html>

5. お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

富山支部 高齢・障害者業務課

電話番号 0766-26-1881

詳しくは機構HPをご覧ください。

[J E E D 特例給付金]で検索🔍

◇ とやま企業間交流応援企業の登録募集について

少子化による人口減少は国全体の大きな問題となっており、富山県でも未婚化、晩婚化が進んでいます。富山県では、新しい出会いを求める男女の希望を叶えるため、「とやま企業間交流応援企業」にご登録いただき、企業の垣根を越えたネットワークづくりや、しあわせな出会いを応援することとしております。これにより、コミュニケーションを多く取り入れたセミナー・イベントなど企業内や企業間の交流を生かした活動などによる自然な出会いを創出します。

1. 対象

富山県内に事業所がある企業、団体等（以下「企業等」という。）を対象とします。ただし、次の要件をすべて満たすこと

a. 政治活動を行うことを目的としないものである

こと

b. 宗教活動を行う目的としないものであること

c. 暴力団もしくは暴力団員の統制下でないこと

d. 営利を目的として結婚相手紹介業を営むものでないこと

※企業、団体等の内部組織単位（支店、部署等の単位）での登録も可能です。

2. 応援企業及びコーディネーターの活動内容

応援企業は次に掲げる取組みを行い、コーディネーターは応援企業における企業間交流、結婚支援等の担当者として活動します。

a. 交流支援事業やセミナー、イベント情報の事業所内掲示・回覧

b. 交流支援事業やセミナー、イベント情報の従業員への周知

c. 交流コーディネーター向け研修会の参加

d. 他企業・団体との交流会の開催

e. その他独自に実施する交流支援に関する取組みの情報提供

3. 活動に対する支援

県は応援企業及びコーディネーターの活動を支援するため、下記の支援を行います。

a. 応援企業を県のホームページ等で広報・PRすること

b. コーディネーターに対し、県・市町村から婚活イベント情報等を提供すること

c. コーディネーターの交流・研修のため研修会を開催すること

4. 登録申し込み方法

下記URLより登録申込書をダウンロードし、FAXまたはメールにてお申込みください。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1017/

5. お問い合わせ先

（富山県からの受託事業者）

一般社団法人富山県経営者協会

〒930-0856

富山市牛島新町5番5号タワー111ビル1階

電話番号 076-441-9588

FAX 076-444-9952

メールアドレス kouryu@toyama-keikyo.jp

◇ 「ものづくり補助金等活用説明会」の開催について

国の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（もの補助）」は、中小企業・小規模事業者の新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援するものです。今年度は、新型コロナウイルス感染症の深刻な影響からの再起や新たな発展に向けた「特別枠」が設けられるなど拡充され、また複雑化しています。この「特別枠」については、補助率が1/2から2/3となるほか、優先的に支援されます。

富山県では、中小企業・小規模事業者等の皆様に「もの補助」の活用に関する理解を深めていただくために、説明会を開催いたします。ぜひ、ご参加ください。

1. 日時

令和2年8月24日（月）14:00～16:00

2. 内容

a. 補助制度の概要、変更点等

（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局）

b. 補助金活用にあたっての留意点

（新世紀産業機構マネージャー）

3. 対象

県内中小企業、小規模事業者、個人事業主、認定支援機関、関係団体 等

4. 参加費

無料

5. 参加方法

・WEB会議システムのZoomを使用したオンライン形式で開催します。

・接続方法については申込者に別途ご案内いたします。

・WEB会議を富山県民会館611号室で視聴いただくこともできます。

6. お申込み方法

本会HPより参加申込書をダウンロードし、所要事項を記入のうえ、8月20日（木）までにFAXにてお申込みください。

7. お問い合わせ先

富山県商工労働部 経営支援課

電話番号 076-444-3247

FAX 076-444-4402

◇ 新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症に感染された方やその家族、医療機関の関係者などに対する誹謗中傷や根拠のない差別的な書込みがSNS等で見られます。

新型コロナウイルス感染症に関連して誤った情報や不確かな情報に基づく不当な差別、いじめ等の人権侵害はあってはならないことです。

誤った情報や不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることを防ぐよう、国や地方公共団体が発表する正しい情報に基づいて、人権に配慮した適切な行動をお願いします。



発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪 2-1-3 富山商工会議所ビル 6階
URL. <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835